

1. 品目の追加等に合わせた項目設定

調達方針の項目設定は、基本方針に即し、新たに追加される品目、削除される品目に注意して行ってください。

令和 7 年度に新たに追加される品目

- ・ 備蓄用作業服

2. 各品目の目標の立て方に関する留意事項

（1）2段階基準の適用品目について

下記の品目は、より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から2段階基準が適用されています。

令和7年度調達方針 作成の際の留意事項

2段階の判断の基準の設定品目一覧【令和7年度】

分 野	品 目	品目数	閣議決定年月
画像機器等（コピー機等3品目）	コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機	3	令和5年2月（経過措置により6年度から）
家電製品（電気冷蔵庫等3品目）	電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫	3	平成31年2月設定 令和4年2月強化
エアコンディショナー等	業務用エアコンディショナー	1	平成31年2月設定 令和5年2月強化
温水器等	ガス温水機器、石油温水機器	2	令和7年1月設定
照明	LED照明器具（投光器及び防犯灯を除く）	1	平成31年2月設定
自動車等	小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ（乗用車は令和4年2月から基準値1の「電動車等」のみに統一）	5	令和3年2月設定 令和4年2月強化
	乗用車用タイヤ	1	令和4年2月設定
インテリア・寝装寝具	タイルカーペット	1	令和5年2月設定
設備	太陽熱利用システム	1	令和3年2月設定
災害備蓄用品	災害備蓄用飲料水	1	令和7年1月設定
役務	印刷、食堂	2	令和7年1月設定
分野横断（共通）	原材料に鉄鋼が使用された物品	－	令和7年1月設定

当該品目については、各省庁において、調達総量に占める基準値1及び基準値2それぞれの基準を満たす物品の数量の割合の目標を設定してください。

調達実績については、基準値1、基準値2を分けて集計してください。

(3) その他留意を要する品目について

原材料に鉄鋼が使用された物品

・ 共通の判断の基準として設定された「原材料に鉄鋼が使用された物品」に係る調達については、令和7年度は調達目標の設定は行いませんが、令和8年度に調達実績の把握を行うため、「原材料に鉄鋼が使用された物品」の基準値1を満たす物品が調達された場合は確認できるようご留意願います。

なお、当該品目についての情報は逐次環境省Webサイトにて提供させていただく予定です。

画像機器等

・ コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ、デジタル印刷機を調達する場合であって、保守業務を含む場合は、物品でなく役務の「印刷機能等提供業務」として目標設定してください。

業務用エアコンディショナー

・ 業務用エアコンディショナーのうち、ビル用マルチについては、冷媒に2段階基準を設定し、基準値1（より高い判断の基準）として省エネ法トップランナー基準88%以上達成かつGWP750以下の冷媒の使用、基準値2として、省エネ法トップランナー基準88%以上を設定しています。

・ ビル用マルチ以外のエアコンは従前の基準（2段階基準の設定なし）となるため注意してください。

乗用車、小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ

- ・ リース・レンタル契約については、概ね1年程度以上の契約の場合のみを対象としてください（短期間のレンタルは除く）。
- ・ 新たに契約する場合や契約を更新する場合の数量を対象としてください。
- ・ 乗用車、小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタそれぞれに対し、調達率の目標を定めてください。2段階基準が適用される小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタの5品目は、基準値1、基準値2それぞれの基準を満たす台数の割合を目標として定めてください（例えば、基準値1、基準値2でそれぞれ半数とする場合は基準値1が50%、基準値2が50%となります）。

カーペット等

- ・ タイルカーペットは、2段階基準が適用されるため、基準値1、基準値2それぞれの目標を設定してください。ニードルパンチカーペット、タフテッドカーペット、織じゅうたんについては、2段階基準は設定していません。

太陽光発電システム・太陽熱利用システム

- ・ 目標は新規に導入するシステムの総設備容量（kW）（太陽光発電システム）もしくは総集熱面積（m²）（太陽熱利用システム）を記載してください。発電電力量ではありません。

日射調整フィルム、低放射フィルム

- ・ 判断の基準を満たす日射調整フィルム、低放射フィルムの調達面積の割合（総調達面積に対する割合）を記載してください。

生ゴミ処理機

- ・ 下記に従って台数の目標を設定してください。食堂運営受託者が生ゴミ処理機を外部委託する場合は、目標設定の対象外となります。

食堂運営の委託契約がある	国等が生ゴミ処理機を設置して食堂運営受託者に使用させる	○
	食堂運営受託者が生ゴミ処理機を設置する	○
	食堂運営受託者が生ゴミ処理機を外部委託する	×
食堂運営の委託契約がない	国等が生ゴミ処理機を設置して食堂運営者に使用させる	○
	食堂運営者が生ゴミ処理機を設置する	○

節水器具及び給水栓

- ・ 節水器具は水栓と一体でなく器具のみを調達する場合がカウントの対象となります。節水コマ内蔵水栓、定流量弁内蔵水栓、泡沫機能付水栓等は、給水栓としてカウントしてください。

テレワーク用ライセンス

- ・ 目標は総調達件数（ライセンス数）を記載してください。

Web会議システム

- ・ 目標は総調達件数（システム数）を記載してください。

災害備蓄用品

- ・ 「毛布」「作業手袋」「テント」「ブルーシート」「一次電池」については、通常業務において使用する物品との合計で目標設定を行ってください。

印刷

- ・ 判断の基準を満たす印刷業務の契約件数の割合としてください。
- ・ 他の役務の一部として発注されるもの（委託業務の中で報告書の印刷を行う場合など）も含めてください。

食堂

- ・ 判断の基準を満たす庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂の割合としてください。

自動車専用タイヤ更生

- ・ 目標は契約の総件数を記載してください（自動車整備業務の一部として調達するものも含める）。
- ・ 既製の更生タイヤ（リトレッドタイヤ）を購入する場合や再溝切り（リグループ）のサービスの調達も含まれます。

加煙試験

- ・ 判断の基準を満たす加煙試験の契約件数の割合としてください。
- ・ 消防設備点検業務等に加煙試験が含まれる場合も対象とします。

輸配送

- ・ 判断の基準を満たす契約単位の割合としてください。（個別の発送数ではありません）
※「輸配送」の対象は、「国内向けの信書」「宅配便」「小包郵便物」「メール便」です。

旅客輸送

- ・ 判断の基準を満たす契約単位の割合としてください。（利用回数ではありません）
※「旅客輸送」の対象は、「一般貸切旅客自動車」「一般乗用旅客自動車」です。

庁舎等において営業を行う小売業務

- ・ 判断の基準を満たす庁舎又は敷地内において委託契約等によって営業を行う小売業務の店舗の割合としてください。

クリーニング

- ・ 判断の基準を満たす契約単位の割合としてください。（利用回数ではありません）
- ・ リース・レンタル契約の一環でクリーニングを行う場合は、クリーニングの目標設定の対象外となります。

引越輸送

- ・ 判断の基準を満たす引越輸送の契約件数の割合としてください。
 - ・ 庁舎等のビル間の移転のみでなく、ビル内移動、フロア内移動を委託契約により行う場合も含まれます。
- ※美術品、精密機器、動植物等の特殊な梱包及び運送、管理等が必要となるものは除く。

会議運営

- ・ 委託契約による会議運営を含む業務の総契約件数のうち、判断の基準を満たす業務の契約件数の割合としてください。
- ・ 会議で提供する飲料の購入又はケータリング等提供サービスに類する調達契約を実施している場合は、これらも「委託契約による会議運営を含む業務」として契約件数に含めてください。なお、当該契約については判断の基準⑤のみを要件とします。

印刷機能等提供業務

- ・ コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ、デジタル印刷機を調達する場合であって、保守業務を含む場合は、物品でなく役務の「印刷機能等提供業務」として目標設定してください。

プラスチック製ごみ袋

- ・ プラスチック製ごみ袋の調達総量のうち、基準を満たす物品の数量の割合としてください。
- ・ 集計の対象範囲は、廃棄物の焼却処理に使用することを想定したプラスチックごみ袋とし、地方公共団体等が一般廃棄物処理に当たって指定するもの等（基本方針備考1を参照）は対象外としてください。

3. 特定調達品目以外の品目

- ・ 判断の基準は、環境負荷の低減の観点から定めてください。
- ・ WTO政府調達協定との整合性の確保に留意してください。
- ・ 目標を定めていない品目の購入に際しても、できる限り環境に配慮された製品の調達に努めていただくよう、お願いいたします。